

(裏面)

- ◎減免申請の際には、次の点に注意してください。
- ◎減免を受けることができる場合の障害の程度については、県税事務所等で確認してください。
- ◎既に減免を受けている自動車がある場合は、その状況により、新たに減免申請する自動車について減免が受けられない場合がありますので、事前に県税事務所等にご相談ください。

	家族運転又は常時介護者運転の場合	本人運転の場合 (身体障害者手帳又は戦傷病者手帳をお持ちの方が運転する場合に限ります。)
自動車 ※1台に限ります。	① 車種 乗用車、トラック(乗車定員が4人以上のもの)、三輪の小型自動車又はキャンピング車で自家用のもの ② 名義 ・所有者：ディーラー等の所有権留付のもの以外は、身体障害者等(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又は戦傷病者手帳をお持ちの方) ・使用者：身体障害者等又は「運転免許証の表示等」欄の運転者。ただし、ディーラー等の所有権留付のものは、身体障害者等 ・身体障害者等が18歳未満又は精神障害者の場合は、所有者及び使用者がともに同一生計の親族で可。	① 車種 自家用のもの ② 名義 ディーラー等の所有権留付のもの以外は、所有者及び使用者がともに本人
運転者	・家族運転の場合 身体障害者等と同居している親族(やむを得ない理由により同居できない場合で、確定申告書の写し等により扶養関係を確認することができる者は、可。) ・常時介護者運転の場合 単身で生活する身体障害者等又は身体障害者等のみで構成される世帯の身体障害者等を常時介護する者	本人
自動車の使用内容	身体障害者等の通院、通学・通園、通勤、生業、通所、帰宅又は日常生活のために、週1回以上又は月4回以上使用し、かつ、1年以上継続して使用が見込まれるもの	本人が日常生活において使用するもの
手続に必要なもの	① 減免申請書 ② 自動車検査証 ③ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又は戦傷病者手帳 ④ 運転免許証又はその写し(表裏とも) ※停止期間中は、受付できません。 ⑤ 住民票(統柄を省略していないもの) ※同居でない場合は、扶養関係を証明する確定申告書の写し等 ⑥ 使用内容を証明するもの(使用目的が通院、通学・通園、通勤、生業、通所又は帰宅の場合) 通院証明(医療機関)、通学・通園・帰宅証明(学校等)、通勤証明(会社等)、生業の証明(民生委員)又は通所証明(施設等) ⑦ 使用内容を確認することができるもの(使用目的が日常生活の場合) 直近1箇月の自動車運行実績及び誓約書(日常生活) ⑧ 介護者の確認することができるもの(常時介護者運転の場合のみ) 自動車運行計画書及び誓約書(常時介護) ⑨ 自動車の特別仕様又は構造変更を有する自動車を取得した場合は、その内容及び金額が分かる書類	① 減免申請書 ② 自動車検査証 ③ 身体障害者手帳又は戦傷病者手帳 ④ 運転免許証又はその写し(表裏とも) ※停止期間中は、受付できません。 ⑤ 自動車の特別仕様又は構造変更を有する自動車を取得した場合は、その内容及び金額が分かる書類

- 注 1 申請者は、納税義務者です。
- 2 「自動車の使用状況」欄は、家族運転又は常時介護者運転の場合にのみ記入し、「施設名」欄は、「使用目的」欄が「2 通学・通園」、「5 通所」又は「6 帰宅」の場合にのみ記入してください。
なお、減免を受けることができる場合の施設については、県税事務所等で確認してください。
- 3 「減免番号」欄、「納税者番号」欄、「運転者住所コード」欄、「申告処理事由」欄、「非同居認定」欄、「コード」欄、「当初税額」欄、「減免税額」欄、「決定税額」欄及び「処理」欄は、記入しないでください。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

告 示

高知県告示第741号

令和6年10月農林水産省告示第1930号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容を北川村役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

令和6年12月24日

高知県知事 濱田 省司

- 所在不明の森林所有者
 - 登記簿記載の住所
安芸郡北川村菅ノ上291番地
 - 氏名
前田 和稲
- 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨
 - 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和36年8月農林省告示第805号
 - 変更後の指定施業要件
立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について

公 安 委 員 会 規 則

高知県公安委員会審査請求手続規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年12月24日

高知県公安委員会委員長 刈谷 敏久

高知県公安委員会規則第7号

高知県公安委員会審査請求手続規則の一部を改正する規則

高知県公安委員会審査請求手続規則(平成28年高知県公安委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

第29条を次のように改める。

(個人情報の保護に関する法律に規定する審査請求について適用する法の規定の読替え)

第29条 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第106条第1項に規定する審査請求についての第2章の規定の適用については、第5条第1項中「法第9条第3項」とあるのは「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下

「個人情報保護法」という。)第106条第2項」と、第6条第1項及び第2項、第10条第2項、第11条から第16条まで、第17条第1項、第19条、第20条第1項から第3項まで並びに第21条から第25条までの規定中「法第9条第3項」とあるのは「個人情報保護法第106条第2項」とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

落 札 公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び高知県公営企業局特定調達契約事務取扱規程（平成7年高知県企業局管理規程第9号）の規定により例によるとされている高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

令和6年12月24日

高知県公営企業局長 澤田 昌宏

- 1 随意契約に係る購入物品の名称及び数量
磁気共鳴画像診断装置 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
高知県公営企業局県立病院課 高知市丸ノ内一丁目7番52号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和6年11月5日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
シーメンスヘルスケア株式会社兵庫・四国営業所 兵庫県神戸市中央区小野柄通7丁目1番1号
- 5 随意契約に係る契約金額
174,900,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第21条の13第1項第8号に該当するため